

情 個 審 答 申 第 1 号

平成 2 7 年 4 月 2 3 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市個人情報保護条例第 2 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 7 年 1 月 2 1 日付け、平成 2 6 年度諮問第 1 2 号で諮問を受けました下記の不服申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

平成〇〇年 1 0 月〇〇日に△△△△にて発生した火災に関する火災原因判定書に添付されている鑑定書の不開示決定に対する不服申立てについて

別 紙

諮問第 1 2 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市消防長（以下「実施機関」という。）の行った不開示決定は、妥当である。

第 2 不服申立ての経緯

本件不服申立ては、不服申立人（以下「申立人」という。）が熊本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、平成〇〇年 1 0 月〇〇日に△△△△（熊本市西区）で発生した火災原因判定書の開示を請求したのに対し、当該火災原因判定書に添付されている鑑定書（以下「本件文書」という。）につき、実施機関が個人情報不開示決定を行ったことについて、審査庁である熊本市長に対し当該決定の取消及び開示決定を求めたものである。

第 3 申立人の主張の趣旨

申立人が、不服申立書で主張した内容は、実施機関の「熊本県警察本部科学捜査研究所が作成した鑑定書については、開示することにより、今後、警察機関と協力関係及び信頼関係を損なうおそれがあるため」という不開示決定の理由に納得できないということである。

第 4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書は、熊本市消防局にて作成した火災原因判定書に添付されている鑑定書であるが、当該鑑定書は、熊本県警察本部科学捜査研究所で作成されたものである。

鑑定書については、火災原因判定書の作成に当たり必要となるため、熊本市消防局においても鑑定書の作成を行うことはあるが、本件不服申立てに係る火災については、焼損物を熊本県警察が既に押収しており、焼損物の鑑定を熊本市消防局において行うことができなかったため、熊本県警察から当該鑑定書の提供を受けたものである。

当該鑑定書は、刑事訴訟法第 5 3 条の 2 に規定される「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するものであり、同法第 5 3 条の 2、熊本県情報公開条例第 3 7 条及び熊本県個人情報保護条例第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、熊本県においてはそもそも情報公開制度の適用対象としておらず、当然開示することは出来ないものである。

熊本市においては、当該鑑定書につき開示請求の適用対象外とする条例規定等は設けていないが、このような性格を有する鑑定書を熊本市が開示することは、今後警察機関との

協力関係及び信頼関係を損なうおそれがある。

したがって、条例第15条第5号に規定する、「本市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの」に該当すると判断する。

第5 審議会の判断

1 本件文書について

本件文書は、申立人が平成26年2月10日に条例第13条の規定により行政文書に記録されている自己に関する個人情報として、実施機関に対して請求した、申立人が代表する△△△△の火災に係る火災原因判定書の参考資料として添付されている熊本県警察本部科学捜査研究所の鑑定結果である。

なお、火災原因判定書は、消防法（昭和23年法律第186号）第7章に規定する火災の調査のため、熊本市火災調査規程（平成6年消防局訓令第18号）第42条の規定に基づき、熊本市消防局が作成した行政文書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件文書に係る判断は、インカメラ方式を用い、本件文書を条例、関係資料等を総合的に勘案し、本件文書における条例第15条第5号の適用の可否について判断したものである。

3 本件文書について

本件文書に係る判断に当たって、本件文書の性質について検討する。

まず、本件文書が条例第2条に規定する個人情報に該当するかどうかであるが、実施機関から提出された鑑定書の写し自体には、個人を特定する情報は記載されていないものの、実施機関が一部開示決定した火災原因判定書の文言に「参考資料とし、熊本県警察本部科学捜査研究所の鑑定結果を別紙添付する。」とあることから、当該火災原因判定書と照合することにより識別され得るものであるため、「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」として個人情報に該当する。

次に、本件文書が「本市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得したもの」であるかどうかであるが、実施機関から提出された鑑定書の写しから、本件文書は、当該規定に該当すると考えられる。

4 条例第15条第5号該当性について

実施機関は、条例第15条第5号を理由として不開示決定を行っていることから、本件文書における本号の適用可能性について検討する。

条例第15条第5号は、「本市と国又は他の地方公共団体との間における協議、依頼

等により作成し、又は取得した個人情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの」について、不開示情報とすることを定めたものである。

まず、本件文書が本市と他の地方公共団体との間における協議、依頼等により作成し、又は取得したものかどうかについてであるが、本規定における「協議、依頼等」とは、法令に基づくもののほか、任意に行われる協議、協力、依頼、指示、要請、委託、照会等をいうことから、本件文書は、実施機関が熊本県警察との任意の協力により取得したものということができる。

次に、本件文書を開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるかどうかについてであるが、本規定は、本市と国等との間における当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係を損なうものをいい、次のようなものが考えられる。

- (1) 国等の事務に関して協議された情報で、国等において開示していないもの
- (2) 国等からの依頼、委託等による調査等で、国等の承認なしに公表してはならない旨の指示のあるもの、又は国等で公表するまで公表してはならない旨の条件のあるもの
- (3) 全国を通じて統一的に公表することを要するもの
- (4) 国等からの通達により、開示することが禁止されている法定受託事務に関するもの

そこで、本件文書が本規定に該当するかどうかについて、検討する。

実施機関の説明の趣旨によると、本件文書は、熊本県情報公開条例第37条第1号及び熊本県個人情報保護条例第32条第3項の規定により、熊本県においてはそもそも情報公開制度の適用対象としておらず、当然開示することは出来ないものとしている。

そのため、熊本県情報公開条例第37条第1号及び熊本県個人情報保護条例第32条第3項を確認したところ、刑事訴訟法第53条の2に規定される「訴訟に関する書類及び押収物」を情報公開制度の適用対象外としていることを確認した。

上記規定の解釈については、熊本県の情報公開条例解釈運用基準において「刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の制定に伴い、刑事訴訟法に新たに第53条の2が設けられており、この規定により、訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の規定を適用しないとされたことを考慮し、この条例の規定は、刑事訴訟に関する書類及び押収物については適用しないこととしたものである。」とされており、また、具体的な運用については、「主に警察本部長に

において保有されている次のような物」として「被害届・告発状・告訴状、実況見分調書・供述調書、被疑者から押収したフロッピーディスク等の電磁的記録」が掲げられているところである。

鑑定書については、直接記載がないため、審議会事務局において、情報公開、個人情報保護の所管である熊本県警本部広報県民課に対して、鑑定書が刑事訴訟法第53条の2に規定される「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するかどうかについて、聴き取りにより確認したところ、鑑定書は、一般的に当該規定に該当し、情報公開制度の対象としていないとの回答を得た。あわせて、審査庁である熊本市長に対し、説明資料を要求したところ、実際の本件文書の提出元である熊本県熊本南警察署に対して、本件文書が刑事訴訟法第53条の2に規定される「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するかどうかを実施機関が直接聴き取りにより確認した旨の報告書が提出された。当該報告書によると、本件文書については、今後、事件化の可能性があることから、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものであり、更に、熊本県情報公開条例第37条第1号及び熊本県個人情報保護条例第32条第3項に基づき開示請求があった場合においても、不開示として取り扱う文書であるという趣旨の記載があった。

以上、熊本県情報公開条例、熊本県個人情報保護条例及び熊本県の情報公開条例解釈運用基準の確認並びに熊本県警本部広報県民課の聴き取り調査及び熊本県熊本南警察署への確認内容の報告書をみると、熊本県では、本件文書については、情報公開制度の対象としていないものと判断される。

以上のことから、本件文書については、「国等の事務に関して協議された情報で、国等において開示していないもの」と判断され、実施機関が本件文書を条例第15条第5号に該当するとした不開示決定は、合理的な理由が認められる。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		高 木 絹 子
委	員	大 江 正 昭
委	員	馬 場 啓
委	員	澤 田 道 夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 27 年 1 月 21 日	審査庁である熊本市長から諮問を受けた。
平成 27 年 2 月 12 日	審査庁である熊本市長から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 27 年 3 月 18 日	諮問の審議を行った。
平成 27 年 4 月 9 日	答申案の審議を行った。
平成 27 年 4 月 23 日	答申案の審議を行った。
平成 27 年 5 月 28 日	答申の修正を行った。